

米軍基地関係特別委員会記録

<第1号>

平成24年第5回沖縄県議会（9月定例会閉会中）

平成24年10月17日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成24年10月17日 水曜日
開 会 午後4時2分
散 会 午後4時49分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立
(米軍人による女性暴行事件について)

出 席 委 員

委 員 長	新 垣 清 涼 君
副 委 員 長	又 吉 清 義 君
委 員	末 松 文 信 君
委 員	中 川 京 貴 君
委 員	仲宗根 悟 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	玉 城 義 和 君
委 員	前 田 政 明 君
委 員	吉 田 勝 廣 君
委 員	呉 屋 宏 君
委 員	比 嘉 京 子 さん

委員外議員 なし

欠 席 委 員

具 志 孝 助 君

説明のため出席した者の職・氏名

知 事 公 室 長 又 吉 進 君
警 察 本 部 刑 事 部 長 石 新 政 英 君

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

本委員会付議事件、軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍人による女性暴行事件についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長及び警察本部刑事部長の出席を求めています。

まず、米軍人による女性暴行事件について審査を行います。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております、米軍人による女性暴行事件について、県の対応を御説明いたします。

昨日、10月16日火曜日、午前3時35分ごろから4時20分ごろまでの間、沖縄本島中部において集団強姦致傷事件が発生いたしました。

事件の概要といたしましては、被疑者2人が共謀の上、被害者に暴行を加えて順次強姦し、その際、被害者に全治日数不詳の頸部擦過傷を負わせたものがあります。この事件の被疑者として、米海軍兵の男性、上等水兵23歳と三等兵曹23歳が逮捕され、現在捜査中であります。

今回の事件は、複数の米兵による犯行で、通行中の一般女性が被害者となっており、許しがたく極めて遺憾であります。

本日、知事が防衛大臣、外務副大臣、駐日米国大使、内閣官房副長官に対し直接申し入れを行いました。また、副知事が在沖米国総領館及び在沖米海軍艦

隊活動司令官を直接訪問し、より一層の綱紀粛正及び人権教育の徹底や捜査機関への協力など、同様の趣旨を強く要請したところであります。

県としましては、このような事件は一件たりともあってはならず、米軍においては、より一層の綱紀粛正及び人権教育の徹底を含めた再発防止について万全を期すべきであると考えております。

以上でございます。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

石新政英刑事部長。

○石新政英刑事部長 沖縄本島中部で発生した米軍人2名による集団強姦致傷事件の事案概要について、説明いたします。

本事案は、本年10月16日、午前3時35分ころから同日午前4時20分ころまでの間、沖縄本島中部内の路上を歩いていた成人女性に対し、米軍人2名が同女性の首を絞める等の暴行を加えて強姦した事案で、その際、全治3日程度の頸部圧迫痕の傷害を負わせた集団強姦致傷事件であります。

被疑者2名は犯行後、現場から逃走したものの、被害関係者からの通報を受けて現場急行した自動車警ら隊渉外警ら係員、沖縄警察署員が、現場聞き込み等の所要の捜査を実施し、自称米国テキサス州フォートワース海軍航空基地所属の米海軍兵上等水兵23歳、米海軍兵三等兵曹23歳を集団強姦致傷で緊急逮捕しております。

現在、被疑者の取り調べ等、所要の捜査を実施しているところであり、引き続き被害者女性の人権及び心情に配慮しながら厳正に捜査を行い、事案の真相を明らかにする所存であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○新垣清涼委員長 刑事部長の説明は終わりました。

これより、米軍人による女性暴行事件について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 県警察が迅速に対応して、間もなくすぐに逮捕できたという

ことは、非常に県警察の行動に対して敬意を表したいと思います。

今、取り調べ中ですが、よく理解できないのは、この2人は沖縄の所属ではなく米国に所属しているのに、なぜその日沖縄にいたのかがよくわからないのです。いろいろ新聞を見ていても、やがてグアムに行くところだったと。恐らくそのまま逃亡できれば、もう逃げ隠れることができるという邪悪な気持ちを持っていた可能性もありますし、沖縄に滞在していた理由は何ですか。

○石新政英刑事部長 彼らの説明の裏はまだとっておきませんが、説明によると、いわゆる部隊の移動、厚木海軍飛行場―厚木基地から沖縄に来て、沖縄からグアムに訓練のため、任務のために行く途中であったと言っております。

○新里米吉委員 ということは、沖縄で訓練があるのではなくて、グアムで訓練をするけれども、その途中で沖縄に寄ったということですか。

○石新政英刑事部長 まだこの辺の詳細が調べ未了ではっきりはしませんが、この兵隊2名は兵たん部隊で、いわゆるこの部隊の訓練そのものに従事しているというよりも、訓練部隊について回っているという部隊でありまして、その辺は今後、調べではっきりしてくるかと思いますが、まだその辺がはっきりしません。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 機敏に対応されたということで、結局、身柄の拘束とか裁判権とか、今回の場合、そういうのは問題ないということによろしいですか。

○石新政英刑事部長 米軍絡みの事件で問題になるのは、共同逮捕であったり、米軍手中ということを質疑されていると思いますが、今回は米軍捜査機関が関係しておりませんので、専ら日本の警察で逮捕しましたのでそういう心配はありません。第1次裁判権も日本側にあります。

○前田政明委員 本当によく機敏に対応された。これは関係者からの連絡を受けて、すぐやられたわけですよ。知事も正気の沙汰ではないと言っておりますけれども、このような問題は本当に許せないと思います。

それで、復帰後この間の強姦事件は、皆さんの直近の数字では何件でしょう

か。

○石新政英刑事部長 統計上、127件となっております。

○前田政明委員 本当に何と申しましょうか、戦後67年、県民の人権が侵害されて、女性の皆さんの人権が侵害されているということでは、本当に屈辱というか、こういう犯罪が行われなような立場でちゃんとしてほしいということで、そういう面では本当に御苦労さまでした。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 もう一回確認ですが、非常にいまいちわからないのは、厚木基地に来て、そこから沖縄に来て、沖縄からグアムへ移動する間にこういう事件が起きたということは、もしかして……。本来ならば兵舎に泊まるのが当然ではないかと思うのです。そうすると、厚木基地から来て、彼らがグアムへ移動する間に、民間アパートに泊まったと解釈してよいのか。今後のお互いの取り扱い方として、そういうところが大事なポイントだと思うのです。この辺の事実関係は間違いないですか。

○石新政英刑事部長 この被疑者を含む7名は基地の中の宿舎に入れなくて、7名は近くのホテルに宿泊したと。そういうことを説明しております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 率直に今、先ほどもお話がありました、県警察が緊急に即逮捕されたことはやはり評価したいと思いますが、彼らは公務ですか、公務外ですか。取り調べの中でどう言っていましたか。

○石新政英刑事部長 公務外です。

○中川京貴委員 警察に通報があったのは、新聞報道によると知り合いだったと。彼女の知り合いですか。それとも現場にいた方からの110番通報だったのですか。

○石新政英刑事部長 この被害者の関係者です。

○中川京貴委員 彼女は1人で買い物をしていただけではないのですか。それとも彼女が訴えたのですか、この知り合いに。

○石新政英刑事部長 被害に遭った後、自分のアパートに戻って、そこから自分の知り合いである知人に電話をし、この知人が警察に通報したと。

○中川京貴委員 それから大体通報があつて、新聞報道に出ていますブローニング容疑者を逮捕したと。聞くところによると、1人は認めています、1人は認めていないような話があるのですが、この状況を少し……。答えられる範囲内で結構ですが。

○石新政英刑事部長 そのとおり、1人はこの事実は間違っていますと。もう一人は間違いありませんと認めています。

○中川京貴委員 間違いありません、と言った被疑者がもう一人の名前を出したのですか。これは現行犯ではないものですから、少し気になるところで聞いているのですが。

○石新政英刑事部長 この辺は、非常に捜査内容の機微に触れるもので、捜査に影響してはいけないということで余り答えられませんが、被害者が否認しているほうの顔を覚えていたということでもあります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 1点だけ伺わせてください。知事公室長、新聞の内容からしますと、被疑者はその日のうちにグアムへ向かう予定だったと。16日にグアムへ向かう予定だったというのです。その16日に向かう予定だった兵士が午前3時、4時に出歩くという管理体制、すぐさまその日に立たないといけない兵士がそういった状況という、軍の管理体制は一体全体どうなっているのですか。

○又吉進知事公室長 この2人の兵士がどのような管理下にあったかというの

は、今は具体的にはつかんでおりません。しかしながら、これまで再三にわたって夜間の外出禁止でありますとか、あるいは飲酒禁止とあるのですが、現時点では、海軍においてそういう具体的な縛りはなかったと承知しております。したがって、管理上はこういうことが組織的に許されていたという理解をしております。

○仲宗根悟委員 先ほど又吉委員からもあったように、非常に不思議でならないのです。その日のうちにグアムへ向かう移動途中の兵士は、本当は基地内で夜を明かして、それから任務に入るとというのが常識的な考えだと思うのですが、それが一体どうして基地外のホテルで1泊しなくてはいけなかったのかというところですか。そういった軍の管理体制が非常に問われるような今回の事案だと思っているのです。もうあってはならない事件だと思うのですが、この辺の軍のあり方です。これは非常に憤りを感じてしょうがないのですが、どうですか。

○又吉進知事公室長 どういう形で、どういう経緯でこうなったかというのは今、情報が非常に不足しております。ただ、きょう知事が森本防衛大臣に非常に強い、抗議と言ってもよい要請をしましたが、森本防衛大臣からはその管理上、瑕疵があったのではないかという発言がありました。したがって、県としてもそのあたりをしっかりと確認してまいりたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 私も非常に疑問に感じています。1つはオスプレイの強行配備があった後で、どうも米軍の兵士とか、そういう者が沖縄をどう見ているのかと。そういうことに結びつくものであって、これほど条理を尽くしてオスプレイの配備反対を県民がやっているのに、問答無用で押しつけてくるという、そういう一つの雰囲気というか、沖縄では何でもありだと。米国の権力を使えば何でもできるという一つの社会風潮を生み出しているのではないかという無念さもあって、非常に怒り心頭です。そういう雰囲気がどこかでつくられているのではないかという感じもしないわけではないので、私はオスプレイの配備との関係も含めて、非常にそういう思いを強めています。

先ほど仲宗根委員からあったように、米国本国から来て、沖縄で1泊滞在してグアムに行く経緯でどういう管理をしているのか。兵士の管理の仕方が極めて厳しく問われているのではないかと思います。だから、そういう意味でここ

に来ている兵士は、どこに泊まろうが勝手なのか。軍の規律みたいなものはどうなっているのかと。午前0時以降は出るなという話があってもほとんど守られていないこともあって、軍全体の管理が極めてずさんであることを露呈したのではないかと思うのです。その辺はどういう考えを持ちますか。

○又吉進知事公室長 こういった事件が再三繰り返されておまして、そのたびに綱紀粛正、再発防止ということを行っているわけです。しかし、きょう知事は単なる綱紀粛正、再発防止という言葉では済まされないという趣旨のことを東京で言っております。したがって、極めて悪質かつ深刻な事態だと考えております。とにかく県としましては、こういうことは繰り返されることがあってはならない—このような言葉にしてしまうとそれだけになってしまうのですけれども、県民の心情を踏まえて、もっと強く米軍に対して求めてまいりたいと思っております。

○玉城義和委員 そのたびに綱紀粛正という言葉が使い古されていて、むなしさしか残っていないので、本当に県民含めて、これは行き場のない怒りというか、そういういら立ちみたいなものがすごくあるのだらうと思います。そういう意味では、もうこの事件を契機にして、県も含めて我々県議会もそうですが、ここは腹をくくって対処しないと、どうしようもない局面に来ているのではないかと思っております。

今後の展開といいますか、日米地位協定上はどのような扱いになっているのかということがまず1つあります。知事公室長、日米地位協定上は2人の容疑者について、今の状況はどのような扱いになっているのですか。

○又吉進知事公室長 現在、本格的な取り調べが行われているということですので、今得た情報ですと、公務外かつ専ら日本側が逮捕しているということですから、日米地位協定第17条に照らしても、第1次裁判権あるいはその逮捕・拘留については日本側が行うという理解でございます。

○玉城義和委員 刑事部長、日米地位協定第17条も含めて、県警察の捜査という点で言えば、これからのいろいろな事情聴取を含めて言えば、事件の解明まではかなり県警察の判断の範囲というか、そういう中でできるということではないのでしょうか。その展開の仕方です。

○石新政英刑事部長 現時点において、日本の被疑者と全く同じ考えでよろし

いかと思います。例えば先ほども申し上げましたが、共同逮捕であったり、米軍手中であったりということは関係ありませんので、今回は日本人被疑者と同じように取り調べもできるし、事件送致もできます。

○玉城義和委員　しっかりとやってください。以上です。

○新垣清涼委員長　ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員　捜査、逮捕のときの米海軍兵の態度というか、どういう状況だったのでしょうか。ホテルに泊まっていて寝ている。それを踏み込む。その米海軍兵の表情とか態度、どういう状況ですか。

○石新政英刑事部長　現場に私もいなかったのですが、その表情までは聞いておりませんが、警察官が現場に行ったときには、被疑者2人はもう部屋の中にいたと。その時間帯に2人が帰ってきたことをホテル関係者から聞き出して、2人を呼び出して職務質問をしたら、当初は否認です。その犯行時間帯、自分らはホテルに帰っていましたと。そういうことを言っていました。

○吉田勝廣委員　恐らく海軍ですから、船か飛行機かということですがけれども、先ほど刑事部長が兵たん部隊だから、パイロットではないことは確かだから、後方部隊でいろいろやっている人だと思いますけれども、こういう厚木基地から恐らく1泊2日して、経路をしてグアムに行くのは昔から聞いてはいます。そういう経路をしていくときには、恐らく勤務が解かれるので公務外ということもあり得るし、どこに泊まろうがある程度フリーではないのかという認識はしているのです。その仕事をして、彼らは兵舎がないのです。その兵舎で泊まるかどうか。先ほど刑事部長が、なかったのがホテルへ泊まったということだから、そういうことはあり得るかと思っております。その際、例えば部隊の管理体制というか、基地の中にいると、その上官がその人たちを管理する。しかし、ホテルへ泊まるとその上級といいますか、三等軍曹だからその上司と一緒に泊まって管理するかどうかとか、そういうことはどうでしょうか。

○石新政英刑事部長　今回は7名泊まっておりますけれども、その中に確かに一航海記は確認しておりませんが、指揮する立場にある上官もいました。彼らに職務質問をするために呼び出しても、やはり彼らは上司の指示を伺うとか、

そういう動向もありましたので、その中に例えば、警察で言えば小隊長クラスなのか、分隊長クラスなのかわかりませんが、そういう上司は一緒におりました。

○吉田勝廣委員 その上司が同じホテルに泊まって、基本的にはその管理ができないと。それでああいう犯行を及ぼしたと。先ほど私が逮捕の瞬間というか、職務質問のときの態度、表情はどうだったのかというのはそういうことです。しかも、その上司がいるところで、そういう上司からも名前を聞いたり、所属部隊も聞いたりするわけです—本人がしゃべったかどうかはわかりませんが。そういうことを通して、犯行を認めたかどうかとありますよね。要するに、いわゆる上司からいろいろ聞くではないですか。そして、また本人からも聞くではないですか。またその被害者からも聞くと。そういう状況の中でいろいろと一つ一つ組み立てていくわけですから、そういうことをやってこられたわけですか。

○石新政英刑事部長 大体そういうことだと思いますが、現場では否認でありましたので、容疑者として求めた海軍兵に対して一番よいのは、任意同行して、警察署に連れて行くのが一番よいわけですが、応じませんでした。それに応じなかったために、いわゆる面割で特定したということです。

○吉田勝廣委員 そうすると、その日のうちに大現場は検証したのでしょうか。

○石新政英刑事部長 現場引き当てという作業がありますが、犯罪があれば被疑者を連れて行って、この場所かとかそういう作業もその日のうちに当然やりました。ただ、実況見分といって、今度は犯行現場の様子を明らかにするための捜査は後日ということです。

○吉田勝廣委員 この容疑者を那覇地方検察庁に送致する予定だとか新聞に書いてあるのですけれども、送致の手続は終わられたのですか。

○石新政英刑事部長 送致しました。

○吉田勝廣委員 今度は検察の手で、この2人は調べられることになりますか。

○石新政英刑事部長 送致後は、起訴に向けて検察庁で調べをしますが、警察としてもその後の裏づけ、証拠品の押収等々を継続してやります。

○吉田勝廣委員 この犯行から送致の間、恐らく県警察も一生懸命頑張って、早く送検したということですが、送検した後は身柄が検察庁に入ります。今度は日米地位協定上、今、送致して検察庁の手元にあるわけだから、それで調べている中で、例えば米軍から一起訴するといろいろ出てくるでしょうけれども、日米地位協定上引き渡すとか渡さないとか。そういうところは刑事部長と知事公室長、送致した後の関係はどうなるかと。この辺はどうですか。

○石新政英刑事部長 例えば被疑者が米軍手中であれば、一旦取り調べをしたら米軍側に身柄を返す、起訴した時点で身柄が日本側に来るということでありますが、今回はもう既に日本側に身柄がありますので、送致しても日本側、送致する前から日本側ということで、日本人の被疑者と全く同じ手続になります。

○吉田勝廣委員 そういう意味からすると、県警察が早急に送致したことに關しては、非常に沖縄県民にとっても大事であって、非常に効果的だと思います。

知事公室長、今後の方向性としてこういう事件が発生すると、何と申しますか、過去にもこういう事件にいろいろかかわった人たち、そういう被害を受けた人たちとか関係者も非常にショックを受けるわけです。ショックを受けると同時に、今後、沖縄県としてもこういう日米政府に抗議した、抗議だけで済むのか済まされないのかと出てくると思うのです。これはずっと続いているわけですから、今度は沖縄県知事が沖縄県民に呼びかけて、こういう事件は二度と起こさないというかたい決意で、何か県民に呼びかける必要があるのではないかと思います。余り言いたくはないけれども、1995年のことでも一あれは議員たちがやったのだけれども、こういう事件を繰り返すとやはり沖縄県知事が沖縄県民に呼びかけて、こういう事件に対しては激しい怒りをもって抗議するのだという決意を示さなければ、こういう問題は二度とは言いたくないけれども、よく起きているから、少なくとも抑止力にはなるのではないかと思いますのですけれども、どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 県民に呼びかけるということ自体がどういうものかということはありますが、昨日、私が知事に御一報を入れましたところ、報道にもありましたが知事は大変怒っておられて、直ちに一本日は午前中で帰任する予定であったのですが、それを延ばしまして、直接政府それから駐日米国大使

館に対して申し入れを行うことを即断したわけでございます。やはりこの事態の重大さ、また、被害者を含め県民の心情を考えますと、これは知事がみずから言わざるを得ない、言うべきだという判断だと思います。そういう意味では今後ともあらゆる機会を通じて、このことは知事を中心に県として強く強く申し上げていくことになります。

○吉田勝廣委員 私は何十年もこういう抗議をやっているわけです。強く強く、県民大会を入れて何回もやっているわけです。けれども、これは一向に解決しない。だから、今度はやはり知事を先頭にして、県民が総ぐるみでこういうことに当たるといふ決意がないと、なかなか難しいのではないかと。何回も繰り返して、またいつも再犯を繰り返すというか、同じことを繰り返しやると。そのたびに沖縄の女性の人権だとか、あるいは将来の生き方まで、ある意味では結局一人の人間の将来を抹殺するわけだよ。そういうことを何回繰り返せばよいのかということがあるから、そこはきちっとしないといけないというのが私の気持ちなのです。そこは知事公室長、知事にもそういうことを伝えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 全く委員のおっしゃるとおりでございまして、本当に普通に生活をしている県民の人権がじゅうりんされたという認識においては県も同様でございまして、委員の言葉をしっかり知事に報告いたしまして、県としても懸命に取り組んでまいりたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 まず1番目に、被害女性のプライバシー等はきちんと守られる環境にあると理解してよいですか。

○石新政英刑事部長 マスコミ、広報とか、その他事情聴取等にあっても、被害者が推認されないような配慮をしています。

○比嘉京子委員 その被害女性の心身のケアが図られるような環境にあると聞いてよいですか。

○石新政英刑事部長 沖縄県では性犯罪被害者支援の制度がありまして、例え

ば性犯罪被害に遭った場合には、男性警察官ではなく女性警察官によるケア、事情聴取を行ったり、または被害に遭った診断書の公費負担、今回は強姦致傷でありますので、この致傷に係る部分の治療も公費で行う制度ができております。

○比嘉京子委員 それ以外に、被害女性がさまざまなケアを要求したときに応えられるような状況にありますか。例えば弁護士をつけてほしいとか、そういう要望等はかなうのでしょうか。

○石新政英刑事部長 県警察の被害者支援制度というのは、あくまでも警察の中でできるカウンセリング、いわゆる被害を軽くするための相談等々であります。弁護士については警察の公費の中では対応できません。

○比嘉京子委員 又吉知事公室長にお聞きしたいのですが、今、警察でできる範疇は限られていると思うのです。前回、8月のときにもそのことを言ったのですけれども、やはり本人のケアで十分なケアが各機関で輪になってできないといけないと思うのです。権利も主張も含めて。そういう意味で言うと、沖縄県内にいなくてもいいのですがそういう人権弁護士等も含めた、そういう問題が発生したときにケアするようなチームをつくる必要があると私はかねがね思っているのですけれども、いかがですか。

○又吉進知事公室長 知事公室としましては、米軍犯罪等に日ごろからかかわっているということで、知事公室の業務として個々の被害者に対するケアを具体的に処理する組織を持っていないわけですが、このあたりは当然ながら、専門家を有する組織あるいは民間機関も含めてそういったもので連携して、この方が人権上置いてきぼりを食らわないような仕組みは必要かと思えます。今は少し具体的な、ここがこう機能してという資料を持ち合わせておりませんが、そのあたりはきちっと確認してまいりたいと思っています。

○比嘉京子委員 私は、これは非常に遅きに失していると思っていますのです。これまでのさまざまな状況を見たときに、私は本当に被害に遭った人たちが非常に置き去りにされているという感を持っています。ですから、ぜひそういうことを一本人の環境の中にはそれがいいのです。それを全部でケアするような県の組織、これは委託でも嘱託でもよいと思うのです。県警察だけでは十分だと思っておりますので、県としてやはりケアする必要、責任があると思つて

います。ぜひこれは近々に解決のために取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 先ほど申し上げましたように、これは人権上の問題、プライバシーの問題とかさまざまな側面がございますので、関係部局と連携して、今の委員の御意見につきましては検討したいと思っております。

○比嘉京子委員 もう一点は、やはり我々が基地をどこまで提供しているのかという問題だと思っております。フェンスの中の提供ではないのですか。もしフェンス外での行動が許されているとしたら、根拠は何ですか。我々の中には中にははいけませんという看板を見えています。でも、基地内にいる人たちは基地内はもちろんのこと、基地外も自由に闊歩できる。その根拠は何ですか。

○又吉進知事公室長 これができるという根拠はないと思いますが、日米地位協定上、米軍人がこういうプライベートな時間等に基地外に出ることは規制されていないと承知しております。

○比嘉京子委員 これも日米地位協定の問題だということですが、もう一点は、今回はやはり、言ってみればここに常駐している人ではないですね。滞在期間が2日であるというように、任務のために沖縄に寄ったと。しかも、そういうことを早朝に起こして、訴えがなければ何時間後には何事も無いように出ることさえもできたかもしれません。そういう環境にある中で、例えば在沖米軍人ではない、このように通過点的な米軍人が出たり入ったりするチェックを我々は持ち合わせていないわけです。そういう人々に対してどのような規律があるのか、規制があるのかというのはどうですか。

○又吉進知事公室長 規制と言いますと、在沖米軍司令部の配下にある軍人には外出禁止とかが過去にあったわけですが、確におっしゃるように、一時的に滞在する軍人がどのような指揮系統下にあるかということですが、しかしながら、これは大きい意味で米軍人—我が国が日米安全保障条約に基づいて駐留を認めている米軍の構成員でございまして、構成員という意味では、県内の常駐であろうが一時滞在であろうが、全くその責任においては変わらないわけです。したがって、一義的に在日米軍沖縄地域調整官を初め米軍サイドに、その指揮系統いかににかかわらずその責任はあると考えておまして、本日、在沖米海軍のトップに対して要請を行いました。そういう形で十分責任はき

ちんと明らかにしていただきたいと考えております。

○比嘉京子委員 この機会にすぐさま基地撤去というわけにいかないことは現実的にわかっておりますけれども、県民をどのようにして守るかという、私はやはり外出禁止以外にないと思うのです。今回、そのことを強く守らせていくという姿勢をとるべきだと思うのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 これは委員に限らず、県民の中からそういう声が出てくるのはやむを得ないと私は思っています。したがって、それをいかに米軍がどこまで措置できるかということをややはり県から提起していきたいと。そのためには、最近開いておりませんが、県がワーキングチーム等でしっかり米軍と接触し、申し上げるべきことは申し上げていきたいと思っております。

○比嘉京子委員 かつて沖縄市の高校生の事件のときに、そのときの外出禁止令は1カ月そこらだったと思うのです。しかも、リバティーカードもどれぐらい守られているのかということも、外泊をして朝帰りすればわからないという抜け道だけの禁止令を出されては困るので、今回はしっかりと、もう外に出たら県民が通報するぐらい、米軍人がいるよという通報ができるぐらい、ぜひそれぐらい強く沖縄県が主張していくことを望みます。以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、米軍人による強制わいせつ致傷事件についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

本委員会付議事件、軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍人による女性暴行事件について、議員提出議案と

して意見書及び抗議決議を提出することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書及び抗議決議を提出することで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

議員提出議案としての米軍人による女性暴行事件に関する意見書及び同抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼